社会福祉法人下松市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

[平成29年6月23日規程第1号]

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人下松市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員及び評議員等(以下「役員等」という。)の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

- 第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 理事及び監事
 - (2) 評議員及び評議員選任・解任委員
 - (3) 会長の委嘱を受けた者及び会長が特に認めた者

(常勤役員の報酬)

- 第3条 役員等のうち常勤役員には、月額180,000円以内で会長が定める額 を報酬として支給する。
- 2 常勤の職員が役員等の職を兼ねるときは、通勤手当及び期末・勤勉手当を年間 支給月数4.5月以内で本会給与規則に準じて支給する。

(非常勤役員等の報酬)

- 第4条 非常勤役員等が本会の業務執行に必要な会議等に出席したときは、次の各 号の定めにより報酬を支給する。
 - (1) 第2条第1号に規定する者には、別表1により報酬を支給する。ただし、 常勤役員の職にある者及び下松市職員には支給しない。
 - (2) 第2条第2号に規定する者には、別表2により報酬を支給する。
 - (3) 第2条第3号に規定する者には、別表3により報酬を支給する。

(支給方法)

- 第5条 月額による報酬の支給方法については、職員の例による。
- 2 日額による報酬は適宜支給とする。

(旅費)

- 第6条 役員等が本会の職務により旅行するときは、旅費を支給することができる。
- 2 前項の旅費については、本会旅費規程による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1

	職名	区	分	金額
会長の職にある者		月	額	60,000円
会議等に出席し	理事会	日	額	3,500円
た役員	評議員会	日	額	3,500円
(会長を除く)	三役会議	日	額	3,500円
	監査	日	額	3,500円
	その他会長の命を受けた場合	日	額	3,500円

別表 2

職名	区分	金額
評議員会	日額	3,500円
評議員選任・解任委員会	日 額	3,500円

別表 3

職名	区 分	金額
心配ごと等相談員	日額	3,500円
生活福祉資金委員会委員	日額	3,500円
その他非常勤委員等	日額	3,500円以内